

大月市高齢者虐待防止マニュアル

—安心して暮らせる高齢社会をめざして—

大 月 市

大月市地域包括支援センター

【令和 8年3月改訂】
【平成30年4月改訂】
【平成21年4月初版】

大月市高齢者虐待防止マニュアル

作成の目的

高齢者の権利擁護を目的とする「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）」が、平成18年4月に施行され、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うことが、国及び地方公共団体の責務として定められました。

これまでの間、本市及び山梨県において、高齢者虐待防止に関する体制の整備や、権利擁護の推進に対する取組等を進めてまいりました。しかしながら全国的に高齢者に対する虐待の事案は、高齢者虐待防止法に基づく実態調査において相談・通報件数及び虐待判断件数とも増加傾向にあります。

このような状況の中、厚生労働省においては、市町村における相談窓口の設置、施設や自治体職員等に対する研修、高齢者虐待防止に関するネットワーク構築等への支援を進めるとともに、利用者の人権の擁護、虐待の防止等を図ることを目的に、令和3年度に基準省令の改正を行い、全ての介護サービス事業者を対象に、虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備等を義務付けました。

また、個人情報保護に関する法律も改正され、虐待対応に際しての個人情報の取扱いについての考え方が変更となる等、これまでに様々な改正が行われてきました。

高齢者を取巻く状況の変化等を踏まえ、高齢者虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応及び再発防止に資することを目的に作成された「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」が最新の状況を反映して改訂されたこともあり、「大月市高齢者虐待対応(予防)マニュアル」についても「大月市高齢者虐待防止マニュアル」として改訂を行いました。

これからも虐待を受けている高齢者の保護と、養護者に対しての適切な支援により、高齢者に関わる関係者が共通理解を深め、事案の早期発見や虐待防止および予防に役立てることを目的に「大月市高齢者虐待防止マニュアル」が活用されることを願います。

